

第 4 日

1. 令和5年9月1日午前10時00分招集
2. 令和5年9月11日午前10時00分開会
3. 令和5年9月11日午後4時05分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸 要一	10番 笹 渕 賢 吾
11番 坂本敏彦	12番 高木 洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	鴨川奈々
-------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田加奈美
総務課長	石原康司	地域振興課長	野田敏治
建設課長	中嶋啓晴	税 務 課 長	大山和説
住民環境課長	中原寿郎	まちづくり課長	坂口圭介
保健子ども課長	宇野貴子	福祉課長	前田洋子
農林振興課長	上原克彦	農業委員会局長	池上圭造
学校教育課長	鍋島忠隆	社会教育課長	益永浩仁
特養施設長	前 渕 康 彦	病院事務部長	高木浩昭
会計管理者	松尾 修		

12. 議事日程

日程第1	議案第52号	菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第2	議案第53号	和水江田川カヌー・キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第3	議案第54号	和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第4	議案第55号	和水町簡易水道条例の一部改正について

日程第5	議案第56号	和水町下水道条例の一部改正について
日程第6	議案第57号	和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第58号	令和5年度 和水町一般会計補正予算（第4号）
日程第8	議案第59号	令和5年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第60号	令和5年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第61号	令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第62号	令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第63号	工事請負契約の締結について
日程第13	議案第64号	和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第14	常任委員長決算審査報告	
日程第15	認定第1号	令和4年度 和水町一般会計歳入歳出決算
日程第16	認定第2号	令和4年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第17	認定第3号	令和4年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第18	認定第4号	令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第19	認定第5号	令和4年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
日程第20	認定第6号	令和4年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
日程第21	認定第7号	令和4年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第22	認定第8号	令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第23	認定第9号	令和4年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第24	認定第10号	令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第25	認定第11号	令和4年度 和水町病院事業会計決算
日程第26	報告第3号	令和4年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第27	陳情等の常任委員長報告について	
日程第28	閉会中の継続調査について	
日程第29	議員派遣について	
追加日程第1	発議第3号	議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

先ほど、議員発議が提出されました。

ここで、しばらく休憩します。11時をめぐりに再開を。

休憩 午前10時00分

再開 午前11時00分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。上程された議案に対する審議、採決を行います。

日程第1 議案第52号 菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第1 議案第52号「菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第52号「菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第53号 和水江田川カヌー・キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第2 議案第53号「和水江田川カヌー・キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） おはようございます。1番議員 亀崎でございます。

議案第53号について質疑のほうをさせていただきます。

新旧対照表の中でですね、休憩1回当たり、改正後が午前9時から午後4時30分まで1時間当たり450円というふうになっております。この場合切上げ、休憩をですね、行う場合の料金は、例えば7時間必要になった場合は幾らぐらいになるのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 亀崎議員の御質問は7時間当たり、7時間の料金ということですかね。450円掛けるの7時間分という形になります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 午前9時から午後4時まで、4時半までお借りした場合の30分は、切上げられるんですかね、それとも切下げられるんですかね。お願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 御質問にお答えします。

7時間と30分の利用の場合は、8時間とみなして切り上げるという形になります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。条例には、その辺は記載しなくて何か運用規定か何かでやられるんですかね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 御質問にお答えします。

内規等でさ定めて運用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号「和水江田川カヌー・キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第54号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3 議案第54号「議案第54号和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第54号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 和水町簡易水道条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第4 議案第55号「和水町簡易水道条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号「和水町簡易水道条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 和水町下水道条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第5 議案第56号「和水町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号「和水町下水道条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長(高木洋一郎君) 日程第6 議案第57号「和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第57号「和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号 令和5年度 和水町一般会計補正予算(第4号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第7 議案第58号「令和5年度 和水町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号「令和5年度 和水町一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号 令和5年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第8 議案第59号「令和5年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第59号「令和5年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 令和5年度 和水町介護保険事業会計補正予算(第2号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第9 議案第60号「令和5年度 和水町介護保険事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第60号「令和5年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第61号 令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第10 議案第61号「令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第61号「令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第62号 令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第11 議案第62号「令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第62号「令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

た。

日程第12 議案第63号 工事請負契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第12 議案第63号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） すみません。議案第63号について質疑のほうさせていただきます。

今回の工事請負契約につきまして、入札に参加された業者さんのほうは何社あられたのか、そして、落札率は何%だったのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 実行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 町内ですね、業者6業者になります。一応、Bランク以上の業者となります。落札率は98%は超えていると思います。ちょっとはつきりとした数字はちょっと出ませんけれども。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第64号 和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第13 議案第64号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第14 常任委員長決算審査報告について

○議長(高木洋一郎君) 日程第14「常任委員長決算審査報告」を議題とします。

各常任委員会において慎重に審議がなされておりますので、常任委員長に報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 荒木君

○総務文教常任委員長(荒木宏太君) 皆様、こんにちは。

(こんにちは。)

総務文教常任委員長の荒木でございます。

委員会を代表して、総務文教常任委員会の決算審査について報告申し上げます。

令和5年9月6日から7日までの2日間の日程で、総務文教常任委員5名と総務文教常任委員会の所管担当課である税務課、議会事務局、社会教育課、住民環境課、地域振興課、まちづくり課、会計室、学校教育課、総務課の順に関係資料等を基に、関係課長等の説明を求め慎重に審査を行いました。

7日総務文教常任委員会所管全ての審査終了後に採決を行ったところであります。

審査の結果であります、認定第1号「令和4年度 和水町一般会計歳入歳出決算」、認定第2号「令和4年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」、認定第5号「令和4年度 和水町住宅地造成事業会計歳入歳出決算」、認定第9号「令和4年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」、認定第10号「令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」以上の5件、いずれも賛成多数により認定することといたしました。

それでは、委員会としての審査について御報告をいたします。

税務課からです。

国民健康保険の収納率について、令和4年滞納分21.9%となっているが、請求方法について再通知を行っているか。という質問に対し、過年度分の滞納がある方は、国民健康保険税の場合は国民健康保険証の方が1か月証の短期証になる。よって1か月ごとに期限が切れてしまうと、随時、納付を促し、納付があれば1か月の保険証を出すと。収入の状況を見ながら可能な範囲で毎月収納しているということでした。

短期証になり納付しない方という質問に対し、納付しない場合でも資格証があり国民健康保

険の資格はあるけれども、保険証を持っていない状況もあると。もしそういった方が医療機関にかかるると10割負担になる。しかし国民健康保険の資格は保持しているので7割分返すことができるという説明でした。

続きまして、町民税法人分だが収益を大幅に上げた企業があったことによって増額となったと説明資料にあるが、コロナ禍以前と比較して今の状況はどうかという質問に対し、法人税に関しては、企業の業績が影響する。特に大きな資本の企業の業績により大きく変動する。また、半導体不足により工場の稼働が減少したことで、町税に影響しているという報告でした。

続いて、農業者の納税所得者が減少しているがコロナ禍によってなのかという質問に対し、コロナ禍や高齢年化によるものも考えられる。税金を納めている農家は減少しているという答えでした。

続いて、不納欠損処分の状況で、軽自動車税は令和4年度が14件とあるが、自動車というのは当然2年ごとに車検がある。納税をしていないと車検は通らないという形になるが、どのような対応をされているかという質問に対し、納税証明書がないと車検が通らないので、この件数については主に使用していない車両の廃車登録をされていないことによるものであると、資力がないと判断される場合等は、状況に応じて執行停止処分を行い、その後3年を経過すると不納欠損となるという説明でございました。

次に、議会事務局です。

議会だよりは全件に配布しているかという質問に対し、広報なごみと、和水町の発行してる広報なごみと同様の扱いで、区に届けられている戸数で配布している。それ以外で必要な方は、和水町ロビーにある広報誌を自由に取っていただけるという答えでした。

続いて、議会運営費の交際費についてだが、議長交際費規定を定めたらどうかという質疑に対し、議長交際費の規定はこれまでなかったことから、町交際費規定に準じて事務を行っていたと。指摘を受けて、議長交際費支出基準を早急に整備したいと思うというお答えでした。

続いて、社会教育課に移ります。

公民館費、負担金補助及び交付金307万8,000円、地区公民館の中和仁区、西山集会所の改修に対して補助とあったとあるが、具体的にどのような改修なのかという問いに対し、瓦が非常に古くなったため改修を行った。補助については50万以下の2分の1で補助を交付されたということでした。

続いて、文化財保護費、文化財調査事務経費501万2,457円で、浦部の陣跡の発掘調査をしているとあるが、どの方向に位置しているかという質問に対し、北側のミカン山の高い位置にあり、今回が計測したのは初めてであり、陣を囲う土塁の残りがあると考えられ、陣としての機能と、もともとあった山城としての機能など調査を実施しているという答えでした。

続いて、和水町総合グラウンド管理経費527万1,075円の説明で、町内企業の寄附を募り、財源として活用したとあるが、どういった方法で寄附を募ったかという質問に対し、企業懇話会等で説明をして、1口3万円という形をお願いをしたという答えでした。

続いて、体育施設費3,151万7,217円の施設の利用人数について、各施設どういった利用の仕方

を主にされているかという質問に対し、体育館やスカイドームに関しては使い方が変わってくる。春富グラウンドはペタンクの利用が多い、多目的広場もペタンクの利用が多い状況であるというお答えでした。

また、総合グラウンド、三加和グラウンドの委託業務内容はどのような状況かという質問に対し、主に管理人さんに支払う委託料で、ほかには消防の施設点検委託料等があるというお答えでした。

続いて、住民環境課です。

戸籍住民基本台帳等事務について、外国人住民が令和5年3月31日を基準として77名とあるが、この中には外国人研修生も含まれているか。研修生ではなく和水町に居住されている外国人にマイナンバーカードを交付されているかという質問に対し、全ての町民にマイナンバーカードを交付しているという御回答でした。

続いて、マイナンバーカードについて、全国的にひもづけ等で問題や不具合が起きているが、和水町ではどうかという質問に対し、和水町では全くそういった事案は起きておりませんということでした。

また、附帯意見としてですね、令和5年において、マイナンバーカードの交付率が77.3%ということで、全国熊本県の交付率より高い傾向であるが、マイナンバーカードの普及と利用促進に力を入れていただきたいという御意見も出ました。

続いて、国民年金事務について、令和2年度1,277名、令和3年度1,179人、令和4年度906人と年々減少傾向にあるが、その要因はという質疑に対し、人口減少も一つの要因かもしれないが、社会保険に移行される方もいるというお答えでした。

また、畜犬登録、狂犬病対策経費2万6,083円について、令和4年度の登録件数が581頭と確認しているが、前年と比べてどう変化があるかという質問に対し、五、六年ほど前は700程度の頭数であった。年々減少傾向にあるというお答えでした。

続いて、公害対策事務経費2万966円について、悪臭や大気汚染等の検査をすると推察するが、どういった状況か。令和4年度の問題としては3件ほどあったと、依頼があればガス検知器を差し上げ、または計測してほしいと言われれば職員が測るという内容でございました。

続いて、斎場費、セキスイ斎苑についてでありますけれども、火葬使用料の死産児、体の一部等は6,000円となっているが、何件ほどの実績があるかという質疑に対し、年間は1件ほどであるというお答えでした。

続いて、清掃総務事務経費2億3,922万8,180円のうち、ごみ袋作成業務487万4,747円について、物価高騰のあおりを受けて、どのような状況かという質疑に対し、高騰になっている、今1袋25円になっているが、金額については合併前から25円でやっていると、大が25円、小が15円ということでありました。

続いて、一部事務組合負担金1億9,895万7,000円と、令和4年度第1衛生センターについて、生し尿の処理量が他町村でばらつきがあるがどういった理由であるかという質疑に対し、和水町は非水洗化人口が716名であり、他は合併浄化槽汚泥ということになり、合併浄化槽は8,496人と

なるというお答えでした。

続いて、住民環境課、国民健康保健となります。

特定健康診査等事業費1,518万6,754円、人間ドック補助件数だが、令和4年が97件、検診受診率が65.9%はどのような捉え方をしているかという質疑に対し、国が示す受診率は40%、50%ほどで、和水町の65.9%は熊本では上位の数字であると。しかし、もう少し上げていきたいという御回答でした。

続いて、機構改革により、課の変更で働き方はどうかという質疑に対し、福祉に関わり、税もある。給付を行うなど課がまたがってしまうので整理は課題かと思うという答えでした。

続いて、特別調整交付金5,166万9,000円のどのような場合に交付されるかという質疑に対し、災害などを地域の特殊事情がある場合や、保険者努力支援制度の導入により、医療適正化や収納向上の取組状況に応じて交付されるというお答えでした。

続いて、後期高齢です。

後期高齢者医療広域連合納付金1億6,464万2,850円の被保険者保険料負担金が毎年右肩上がりとなっているが、今後も上がり続ける可能性はあるかという質疑に対し、被保険者数は、所得等も関係してくると、医療費が高くなってくると負担は大きくなるというお答えでした。

また、健康診査費533万9,563円のうち、歯科口腔健康診査委託料について、検診は本人の希望で受診しているかという質疑に対し、被保険者全ての方に受診券をお渡しして、1回400円で受けられるというお答えでした。

続いて、後期高齢者健康診査490万3,663について、令和2年3年から徐々に検査を受ける方が増えてきているようだが、原因はという質問に対し、コロナ禍の期間、特に高齢者の方は、外出を控えられていたと考えられるという答えでした。

続いて、地域振興課です。

支所費、中林水源の維持管理に係る経費189万6,585円について、水道使用量が昨年と比べて増加しているが、その要因はということで、水道の供給先で三加和支所と、三加和公民館の間で令和3年まで計上していなかったということでありました。

続いて、税務総務費事務経費1,485万7,832円のうち、会計年度任用職員に係る経費53万2,588円について、期間で職務に従事しているようだが、その後も継続して勤務しているのかという質疑に対し、継続して勤務していると、4月から2名減っている。ナンバーカードの交付等の収入を活用して、会計年度任用職員に充てているというお答えでした。

続いて、支所庁舎管理経費70万9,711円の14台の公用車を保管とあるが、農林振興課が使用している2トンダンプやホイールローダー等も含まれているのかという質疑に対し、そのとおりだが、支所の公用車については住民課が管理しているということになる。今現在は総務課が全て管理しているという御回答でした。

続いて、支所庁舎管理経費718万1,031円の電気量の節減はどうかという質疑に対し、令和2年度からLEDに交換し、電気量の節減に努めている。実際、ワット数に関しては下がってきてはいるが、しかし、現状の電気代としては昨年より上がってきているというお答えでした。

続いて、春富財産区です。

財産管理費 1 万 4,520 円について、何名でどのような活動を行ったかという質疑に対し、作業は 4 名で、1 人当たり半日除草作業で 3,000 円の費用弁償を行ったという御説明でした。

続いて、財産区の木材を使って町内の住宅に利用するなど活用を考えられないかという質疑に対し、これまで実績がなくノウハウがないが、調査探求していきたいというお答えでした。

続いて、春富財産区の流木本数や材積など調査はできているかという質疑に、今のところはやっていないという答えでした。

続いて、まちづくり課です。

企画費、乗り合いタクシー利用促進事業 66 万 9,900 円について、この事業を行ったことによって、利用の増加の効果があったか、または継続して利用が続いているかという質疑に対し、令和 4 年度は利用者数が無料運行期間も含め 6,736 人、月で割ると 561 人であり、令和 5 年度は 8 月までも 616 人であり、延べ利用人数でいくと 50 人ほど伸びている状況であると。また、登録者数においても、令和 4 年度は 787 人で、現在は 800 人を超えているという御報告でした。

続いて、乗り合いタクシー運行事業 1,680 万 5,086 円、あいのり君の利用状況について、三加和地区と菊水地区での内訳はどのような状況かという質疑に対し、利用者は全体的に菊水地区のほうが多い。登録数も同じであると。利用場所については病院や買い物が多いというお答えでした。

続いて、地域振興策基金事業 320 万 3,243 円について、内田区と長小田区が対象だったと思うが、内田区の残高の状況はという質疑に対し、令和 4 年度で活用してほぼ残高が残っていない状況であるという回答でした。

続いて、ふるさと納税事業 5 億 8,477 万 5,449 円について、令和 4 年度は令和 3 年度に比べると減少している。令和 5 年度の対応はという質疑に対し、令和 3 年度はポータルサイトホームページ上の上位に示されたが、令和 4 年度は前年に比べて、見つかりにくい状況だったと。上位に表示されるためにてこ入れが必要であるという御回答でした。

また、ふるさと納税として寄附された方に今年からお礼状を出しているということであったが、こういった反応があるかという質疑に対し、注文のレビューはあり、いい評価もあると、また悪い評価もある、意見もあるという御回答でした。

続いて、定住促進事業 3,181 万 7,262 円のうち、お試し暮らし住宅事業 124 万 2,488 円が移住定住につながっているかという質疑に対し、今のところ現在、移住定住にはつながっていないのが現状と、直接移住する方が利用するわけではないと、いろいろな自治体を体験したいという方がいらっしゃる。まずは利用者数を増やしていきたいということでありました。

続いて、地域おこし協力隊事業 993 万 3,562 円、報償費 1 人当たりの金額に決まりがあるのかという質疑に対し、国の上限が 280 万円、月 23 万円で計算していると、特別交付制度の対応となっているというお答えでした。

続いて、令和 4 年度で地域おこし協力隊と行政でミスマッチによる事態はなかったかという御質疑に対し、地域おこし協力隊にしっかりとしたミッションを与えないと、自ら自主的にやるのは大変なので、現在は移住定住をミッションとしてやっていただいているという答えでした。

続いて、会計室です。

指定金融機関派出経費負担金326万4,800円について、内訳についてどうなっているかという質疑に対し、人件費273万,7000円、送迎費の36万3,000円となり、肥後銀行への支払いになるというお答えでした。送迎費については、肥後銀行菊水支店と本庁を結ぶ往復のタクシー代となるというお答えでした。

肥後銀行に指定している理由と、いうことがありましたけれども、J Aバンクやゆうちょ銀行も検討はしたが、どちらも難しいとの判断に至ったということでした。

続いて、学校教育課です。

事務局費 1 億3,627万8,915円のうち、報償費のフッ化物洗口研修とは 1 日5,000円となっているが、どういった研修であるかという質疑に対し、歯科衛生士さんに来ていただいてフッ化物洗口のやり方を教わるという形でやっていると、昨年は 1 回来ていただいたということでした。

続いて、スクールバスのルートは、どのような状況であるかという質疑に対し、菊水地区が 4 ルート、三加和地区が 3 ルートであるという答えでした。

続いて、教育振興費638万8,794円のうち、各種補助金、部活動に関する補助として菊水三加和それぞれ補助しているが、内訳等の内容はいくつかの質疑に対し、部活動に係る備品や遠征するときの費用、指導者に対する謝礼も含まれるという回答でした。

続いて、コロナ対策事業費1,684万9,353円のうち、備品購入費、冷蔵庫抗原検査キット保管用として 9 万6,800円とあるが、現在も常に置いてある状況なのかという質疑に対し、抗原検査キットについては、使用期限が切れているものもあるということで、あるということでした。

続いて、小学校教育振興費、学校図書購入費として44万3,253円のうち、18万円を指定寄附より充当してあるが、電子図書等は含まれていないかという質疑に対し、学校図書のみの購入だったということで報告を受けております。

続いて、総務課です。

軽自動車税について前年度と比較すると課税台数は減少しているが税収は増加している、どういった理由かという質疑に対し、重課税の制度が始まっていることと、新車の課税額が増加していることが影響していると考えられる、回答でした。

続いて、全国町村会総合賠償保険料100万4,010円について、令和 4 年に草刈りの際、飛び石により、停車中の車両のガラスを破損とあるが、この賠償保険料は主に職員の賠償内容であるかという質疑に対し、職員や町が管理する施設であったり、道路であったり、公役に関しても全国町村会総合賠償保険に該当するものに関しては公的保険で対応しているというお答えでした。

続いて、一般管理費、区長会経費1,799万9,643円のうち、食糧費 2 万2,017円の内容はどういったものかという質疑に対し、会議の際のペットボトルのお茶代として計上しているという回答でした。

続いて、消防設備整備事業経費542万797円、消防積載車を令和 4 年度導入しているが、全体的な状況はどうかという質疑に対し、軽の積載車は36台中13台で、今後は軽自動車タイプに更新をしていこうと考えているというお答えでした。

続いて、文書広報費、広報なごみ発行に係る費用として367万6,640円について、広報なごみの満足度等は調査されているかという質疑に対し、実施はしていないが、町のLINEでアンケート機能があるので活用していきたいというお答えでした。

続いて、一般管理事務経費、顧問弁護士委託料66万円について、相談件数12件のうちとあるが、相談件数12件とあるが、どのようなアドバイスがあったかという質疑に対し、顧問弁護士委託料は年額で66万円となる。年によって多かったり少なかったりがあると、内容に関しては人事や総務に関すること、職員の休暇の取り方や職員の処遇など弁護士の専門的な見解を得る必要があるという回答でした。

続いて、正規雇用者と非正規雇用者の人数について、和水町の状況はという質疑に対し、正職員数は、令和4年度で170人、会計年度任用職員は64.9人となるという回答でした。

最後にですね、これで、総務課は以上で終わります。

最後に、少数意見の留保として、非正規雇用の職員、会計年度任用職員ですね、数が増えているということで行政を運営するに当たって障害が出てくるという少数意見の留保がございました。

決算報告は以上であります。

総務文教常任委員会の皆様には、建設的でスムーズな議事進行に御協力いただき感謝いたします。また、総務文教常任委員会の所管の担当課の皆様には懇切丁寧に御説明いただきありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の令和4年度の決算報告審査報告といたします。

○議長（高木洋一郎君） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生建設経済常任委員長に報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 竹下君

○厚生建設経済常任委員長（竹下周三君） 厚生建設経済常任委員会令和4年度決算報告をいたします。

令和5年9月6日、7日、常任委員6名全員出席の下、本庁3階中会議室において慎重に審査を行いました。

所管所管課は、福祉課、保健子ども課、神尾保育園、町立病院、農業委員会、農林振興課、特別養護老人ホーム、建設課であります。

当委員会に付託されました令和4年度各会計歳入歳出決算、認定第1号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第11号につきましては、全会一致で認定することといたしました。

各課主要部分の説明をいたします。

保健子ども課、決算額は6億2,926万円であります。主な児童福祉費は18歳までの子供に対する医療費補助事業3,413万円、放課後児童健全育成事業費4,287万円、子育て支援事業3,948万円であります。

衛生費、決算費は4億3,861万円。主な支出は、ワクチン事業経費等であります。母子保健、子供、母子保健事業費、出産時妊婦様1人当たり5万円支給されています。また、出産応援ギフト

トとして、申請時に1人に当たり5万円が支給されます。

和水町の特設検診受診率は65.9%と高く、新型コロナワクチン接種率も91%と、他地域よりかなり充実しています。この事業の大切さを住民に理解していただいているという実感をいたしました。

市町村子ども計画策定や、それに伴う事業量の増加などでマンパワー不足が懸念されることから、手厚い体制づくりと、対応が必要ではないかとの意見が出されました。

次に、福祉課であります。

社会福祉総務費の総額は2億9,888万円です。住民税非課税世帯等への臨時特別給付として、1、令和4年度新たに非課税世帯に移行された世帯に対して、新型コロナ薄感染症による緊急対策として、1世帯当たり10万円を139世帯に給付されています。

2、物価高騰生活支援臨時給付金といたしまして、1世帯当たり5万円を1,204世帯に給付してあります。

3、物価高騰生活支援給付金として、高齢者世帯に1万円を2,539世帯に給付されています。

通院のためのタクシーチケット補助金は8万円ですが、あいのり君事情と併せて検討と工夫が必要であり、スムーズな運営を望むという意見の集約がなされました。

介護保険事業の基金積立金は1億5,000万円の積立てがあり、第8期の財政運営は安定した運営がなされているという報告がなされました。

次に、和水町病院事業会計であります。

収益的収入から収益的支出を差引き4億5,662万円の黒字決算であります。経営改善計画に基づく経営努力もありますが、新型コロナウイルス感染症に伴う国からの補助金等の受入れが主な要因であります。

消費税の扱いについて、あらゆる検討を進めて不利にならないように、・・・努めることを望む意見が出されました。近隣医療機関とのさらなる連携を強化して、和水町住民の医療環境の充実に寄与いただきたいという意見も出されております。

次に、農林振興課であります。

歳出決算総額2億8,601万円、前年と比較して4,230万円の増額ですが、新型コロナウイルスの影響を受けている農家に対する支援、防災重点ため池ハザードマップ作成費、道路等災害復旧費が増額の要因であります。

次に、特別養護老人ホームきくすい荘、歳入の部は、合計5億686万円であります。繰越金や、繰入金を省いた単年度実績収支は3億3,077万円であります。前年度比8,001万円のマイナス、赤字補填のため、1億2,500万円を一般会計から繰入、さらに新施設建て替えに係る用地買収費の財源に充当するために、特老建設基金から5,090万円を繰入れられています。

慢性的な人手不足、新型コロナウイルス感染拡大の中、人件費の圧縮は厳しく、老朽化した施設の建て替えを控え、また長期入所者定員の削減計画に伴い、当面は厳しい運営が続くと思われます。

虐待事案発生に伴い、二度とこのたびのような事案が発生しないよう、信頼回復に向けた意識

改革、業務改善の取組を推進するという説明をいただいております。

続きまして、建設課であります。

土木費、歳出総額は7億6,635万円であります。土木総務費として6,003万円、土木費補助金と小災害復旧補助金として2,990万円が支出されています。

道路維持費として7,894万円の支出、道路新設改良費では4億2,739万円の支出、住宅費として2,180万円支出されております。

主な事業として、桃園団地外壁塗り替え工事571万円が支出されています。また、農業災害公共土木災害復旧費は2億4万円で支出されていますが、支出されています。

178か所の橋梁については、5年を1サイクルとして全ての橋梁点検を行い、健全な設備管理のため、早期に修繕対応していると、という報告をいただきました。

大きな災害となった令和2年、令和3年の豪雨災害については復旧が完了したという報告も受けております。

繰越明許費において、大きな不用額が散見される。今後は不用額が発生しないように次年度へ繰越しに際しては、事業費の精査を行うようにという意見がありました。

また、中路2号線の用地交渉について質問がなされました。町営団地に従来から設置されている太陽光、太陽熱温水器の処理状況について質問がなされております。

また、簡易水道事業、歳入決算総額1億461万円、歳出決算総額9,770万円に、下水道事業歳入決算総額9,385万円、歳出総額、歳出決算総額8,639万円、特定地域生活排水処理事業、歳入決算総額1億1,073万円、歳出決算総額1億1,067万円、この3つの特定の事業会計につきましては、令和5年度から公会計に変わり、令和5年の3月31日で打切り決算を行ったことにより、収入支出とも一部令和5年度の事業会計に組み込まれたことの説明をいただいております。

以上をもちまして、厚生建設常任委員会、令和4年度決算審査報告を終わります。

○議長（高木洋一郎君） これで、厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

本日、議員から提出されました議員発議の件でございますが、先ほど議会運営委員会を開催していただき、本日の議事日程終了後に、追加日程とすることに決しましたので、御報告を申し上げます。

しばらく休憩いたします。

午後は13時から再開の予定です。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 認定第1号 令和4年度 和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第15 認定第1号「令和4年度 和水町一般会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 1 番議員 亀崎でございます。

認定第1号 和水町一般会計歳入歳出決算につきまして、御質問のほうさせていただきます。

決算書のまず、7ページになります。固定資産、1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税でございます。こちら不納欠損額819万5,360円となっております、欠損額のほうが非常にちょっと高いなというふうに感じましたものですから、この欠損額が生じた理由ですとか、なぜ、ほかの町税に比べて、ここの滞納分が増えているのかお聞きしたいと思います。

すみません、議長、何個かありますので。

次に、27ページでございます。

27ページ、21款諸収入の中のですね、5項雑入の中の子ども医療費返納金31万7,625円、こちらは例えば子供が病院を受診して休日だったとか、そういったときに一時的に預かるために預けていたものなのか、それともそういうものではなくて、また別の理由があるものなのか、ちょっとその辺を教えていただければと思います。お願いいたします。

次に、31ページでございます。

31ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の保険料についてですけども、先ほど、委員長報告でもございましたが、全国町村会総合賠償保険料といたしまして今回100万4,010円、令和4年度は5件上がっておりますが、その中身について、教えていただければと思います。また、併せてそのことによる行為によって職員の処分等も行われているのかどうかも、併せてお聞きいたします。

続きまして、34ページになります。

34ページ、財産管理費のところ、不用額については、396万7,223円となっておりますけども、補正予算のほうですね、732万4,000円補正を組んでおられました。これだけのですね、不用額が出た要因についてお教えいただければと思います。

続きまして、35ページの委託料でございますけども、当初予算では、公有財産不動産鑑定評価業務委託料としまして29万円が計上してありましたけども、備考のところを見ますと記載がありませんので、その辺、先ほど申しました当初で計上されてらっしゃった委託料については、施行されてないのか、それとも施行されてないということであればですね、その理由と、当初で上げてた理由、当初でなぜ上げて、今回、決算のほうで上がってないのか、その説明のほうをお願いいたします。

続きまして、38ページになります。

18節負担金補助及び交付金でございますけども、例年、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会のほうに負担金として5万円を納めておりますけども、予算のほうでも上がってましたが今回記載されてませんけども、その負担金が徴収されなかった理由等々分かれば教えていただければと思います。

続きまして、40ページをお願いします。

40ページ、8目電子計算費でございます。当初予算で、これ記載されてませんけども当初予算で8節旅費研修用といたしまして14万円が計上がありましたけども、今回、決算書のほうで除かれていますけども、どのような理由で除かれておるのかお聞かせください。

次に、41ページをお願いします。

備品購入費でございます。予算現計といたしましては319万円に対しまして、支出額が318万900円、不用額100円となっておりますけども、この入札、この備品購入、オンライン会議用機器というふうになっておりますけども、入札の方法、方式、それから、その入札に関わる参加者数、そういったものが分かればお教えください。

次に、74ページをお願いします。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費でございます。こちらの18節負担金補助及び交付金でございますけども、備考のところに地域活性化起業人、起業人、起業人派遣負担金といたしまして280万円となっております。この事業、負担金当初予算では560万円で計上されておりましたけどもその半分になった、負担金の額が半分になったその理由ですとか、その負担金の割合はどのようにですね、負担金割合が出されているのか、御教示いただければと思います。

続きまして、85ページでございます。

災害対策費の中の備品購入費、職員用防災服303万3,560円でございますけども、こちらは当初、消防団服67万9,000円で計上されておりましたが、職員用に変更されておられます。その理由をお聞かせいただくとともに、今回の備品購入費で計上されておりますけども、まず、何着御購入されたのかをお聞かせいただければと思います。

次に、86ページをお願いします。

86ページ、10款教育費、1項教育総務費、10節需用費についてですけども、今回、不用額といたしまして58万6,884円出ております。修繕料といたしましては12万1,000円決算のほうで書いてありますけども、当初ですね、GIGAスクール用タブレット、修繕料といたしまして112万8,000円の計上がありましたけども、当初で上がっていた修繕料、タブレット修繕料112万8,000円が、12万1,000円というふうに減っておりますけども、その減った修繕料の要因等が分かればお教えください。

次に、88ページをお願いします。

88ページ、同じく教育費の中ですね、負担金、18節負担金補助及び交付金の中に学校給食補助金というものが2つございます。まず1つ目が、学校給食費補助金60万4,560円、一番下になります。学校給食費補助金1,201万3,700円、これなぜ2つ入ってるのか、そこが分かれば教えてください。

次に、4目文化財保護費になります。97ページになります。

その中の使用料及び賃借料、仮設トイレリース料というふうに7万9,200円計上してありますけども、こちらはどこの仮設用トイレというふうになるのか、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まず、最初の7ページから順を追って答弁をお願いいたします。固定資産税です。
しばらく休憩します。

休憩 午後1時11分

再開 午後1時30分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀崎議員から15の項目について質問が、質疑がなされましたけれども、一部、亀崎議員が所属する委員会に関する事項がございましたので、これは質疑を取り消してよろしいですか。

○1番（亀崎清貴君） お願いします。

○議長（高木洋一郎君） それでは、ページの順に追って説明を求めます。

まず、7ページ、執行部の答弁を求めます。

税務課長 大山君

○税務課長（大山和説君） それでは、亀崎議員の御質問にお答えをいたします。

固定資産税のですね、不納欠損額のほうが多いということでございますが、こちらに関しましては、今年度ですね、決算年度ですが、大口が2件ございまして、こういった金額になったということでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次、32ページ、保険料だろ。いや32ページ、役務費の保険料だったですね。総務費、総務管理費、一般管理費の役務費の保険料だったですね。207万970円、これについては執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） 32ページの保険料につきましては、全国町村会の総合賠償保険料ということで、執行100万4,010円をしております。これ先ほど御質問がありましたが、公役等での賠償保険に係る部分等になりますので、ここで上げてます分は5件分、行政区のほうで町道の側溝に手を挟んだりとか、蜂に刺されたりとか、そういう保険のほうに使っておりまして、令和4年度は5件で賠償額等は17万4,485円、主要施策報告書のほうに記載している分になります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次、34ページの財産管理費の396万7,223円の執行残の要因について説明、執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） 財産管理費の執行残について御説明いたします。

先ほど、御質問の中で補正予算とありましたが、この補正につきましては、36ページの14節で工事請負費、その一番下に旧菊水母子保健センター解体等工事ということで、この600万、700万の補正をここに一気に上げております。今回、残っております部分につきましては、そういった

各種事業の補正残が積み上がったものが原因となっております。

あと、委託料で不動産鑑定の方を、ここだったと思いますがその分につきましては旧菊水町の役場がありました銀河ステーション、そちらのほうですね、売却するという計画を当初立てておりまして、売却するならば不動産鑑定ということで29万円を計上しております。しかしながら、今回令和4年度中では売却じゃなく賃貸をそのまま継続するという・・・になりましたので、29万円の不動産鑑定のほうは実施をしておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 併せて、35ページの答弁もございました。

では、次38ページの阿蘇くまもと空港の負担金の件、執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 答弁いたします。

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会負担金の件だと思いますけれども、この分に関しましては協議会の事業縮小のため、熊本県以外の構成団体からは負担金の徴収がございませんでした。これは令和4年度のみに対応という形になります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次、40ページの電子計算費の当初予算旅費14万組んであったけれども執行がないと、この要因について質問がございました。執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 14万の未執行につきまして御説明申し上げます。

ネットワーク管理業務、管理業務の視察研修等を予定しておりました関西方面でございますが、コロナの影響でオンライン会議等で切り替わったというところで執行しておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次、41ページの17、備品購入、オンライン会議用機器の件について、執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） これは入札関係のお話だったと思います。これは指名競争入札をさせていただいております。県内のAランクの事業者で、本町並びに近隣に納入実績がある事業者というところで選考させていただいております。5社中1社が辞退されまして、4社のほうで入札があったというところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次、74ページ。

商工費の商工総務費の地域活性化起業人派遣負担金についての答弁を求めます。執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 地域活性化起業人の負担金のほうですが、560万円中の280万の執行はなぜかというところがございます。これは昨年度10月1日からの契約で半年間と

いうところの契約を交わさせていただいております。事業者選考のちょっと準備がかかりまして、半年間の契約となったところの半分というところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次、85ページの上段の17備品購入、職員用防災服の件、執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） 85ページの備品購入費、職員用防災服のほうは150着、正規の職員分を購入をしております。先ほど消防団の備品の分とというような質問も中にありましたが、ページをですね、戻っていただきまして83ページ、消防団員は、83ページの2目の非常備消防費、ここの17節で備品購入がありまして、消防団の備品また団員の制服はこちらのほうで執行しておりますので、先ほどの85ページは、その消防団の分を使ってとかじゃなくですね、あくまでもその災害対策として職員用の防災服を購入しております。これにつきましても主要施策報告書の中で、写真等を作って、どういう服を作ったかを記載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次、86ページの10節需用費、修繕料の件。

執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） 御答弁申し上げます。

決算書86ページ、需用費の修繕料12万1,000円についてでございます。この修繕料は小・中学校に整備しました児童生徒、先生方のiPadの修繕料になります。全部で約740台ほどございますけれども、そのうちの約5%、37台分を当初予算で計上していたところです。その金額が先ほどお話が合った112万8,000円、これを当初予算で計上しておりました。しかしながら、結果的には12万1,000円程度の修繕で済んだということでございます。

なお、令和5年3月議会定例会におきまして、この修繕料につきましては80万円の減額補正を行っていたしましたことも申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） 次、97ページの使用料及び賃借料、失礼、88ページです。88ページの学校給食費補助の2項目があるという質問でございます。

執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） 88ページ、10款1項2目18節の中の学校給食補助金60万4,560円と学校給食費補助金1,210万3,700円についてでございます。

まず、60万4,560円につきましては、これまでも令和3年度までも交付しておりましたが、小学生1人当たり80円、中学生1人当たり100円の補助に係る分になります。

また1,210万3,700円につきましては、新型コロナ感染症対応臨時交付金を活用しまして2分の

1を補助した分になります。

事務事業としまして、教育委員会事務局経費とコロナ対策事業費とに分けて事業を行いましたので、このような記載となっております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに答弁漏れはありませんか。

97ページです。97ページの使用料及び賃借料、仮設トイレの件です。

執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） では、文化財保護費の13番使用料及び賃借料、仮設トイレリースについて説明します。

この分について田中城ミニミュージアムに1基設置してる分です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 各担当課の課長の皆様、御答弁いただきまして誠にありがとうございます。

再質問のほうをさせていただきたいと思いますが、まず、7ページの歳入のところで徴税のほうがございまして、先ほど今回、今年、令和4年度については2件の大口があったため今回不納欠損のほうが多く出たというふうな御説明でございました。

令和3年、令和2年と見比べますとですね、非常にこの額が800万を超えており非常に大きなというふうに捉えましたのでちょっと質問させていただいたんですけども、滞納者の方々への対応ですとか、また職員の方々の取組そういったのですね、一生懸命職員の方々頑張って徴収業務に当たられてらっしゃると思うんですけども、なるだけですね、やはり不納欠損額というのが出ないようにしていただければなと思うんですけども、もし、分かる範囲で構いませんけども、滞納者の方々へのですね、対応ですとか、職員の方々の取組そういったのが分かれば教えていただければと思います。お願いします。

次に、40ページの電子、8目電子計算費でございます。

先ほど、8節の旅費のほうはこちらのほうに載ってなく、質問させていただきまして、その後課長のほうからですね、ネットワークの研修のほうに大阪を予定をされておりましたが、コロナ等もあってオンラインでの開催というところで執行のほうができず、こちらのほうに記載をしなかったというふうなことでございますけども、いかなる理由があってもですね、ほかの科もそうなんですけども、不用額、予算額で計上して支出のほうがなくともですね、不用額で全額を残してらっしゃる費目、ほかのところの科を見ればですね、あります。そういった中で、ここだけですね、載ってない場合はですね、多分議員で分かれる方も、当初予算書と見比べればですね、分かりますけど、なるだけならそこにですね、載せていただいたほうが分かりやすいので、そういうふうな記載のほうにしていいただければと思います。

また、次に、その次のページですね、41ページですけども、指名競争入札で4社のほうが入札のほうを行っておられるというふうなことでございますけども、予算額131万9,000円に対して済額が131万8,900円、落札率で見ますと99.9%ですよ。非常に落札率が異常なほどに高いというふうに私は思うんですが、例えば、監査委員のほうから指摘があったりとか、執行部のほうで、ちょっと落札率が異常だな、再入札をかけようかなとか、そういうふうにならなかったのか、そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。

すみません。次の85ページでございます。

総務課長ありがとうございます。すみません。ちょっと私が見落として非常備消防のほうに消防団のほうに載っておりましてね、申し訳ございません。

ちょっと教えていただきたいのがですね、例えば、その消防団の団服ですとか今回のその職員を防災服で備品購入費で上げてらっしゃるんですけど、和水町には被服規程、被服貸与規程というのが見受けられないんですけど、例えば、その被服規程を設けて需用費の中で被服費を設けてやっていくとか、多分、ほかの自治体はそういうふうな形でやってると思うんですけども、この町が備品購入費で、これまでも多分ずっと多分、職員の作業服等については、そういうふうな形でいかれてるのか、また、今後もうこういうふうな形でいかれるのか、ちょっとその辺は教えていただければと思います。

それから、88ページで、18節の負担金補助及び交付金でございますけども、先ほど学校教育課長のほうから丁寧な説明のほういただきましたが、ちょっとできればですね、ここに学校給食費2つあるので、何か分かりやすいような形で、もうこれは決算書なのであれですけども、もしも今後こういうふうなケースが出てくる場合はですね、ちょっと見たときに分かりやすいような形で記載のほうをしていただければと思います。

それから、最後になりますけども、社会教育課長のほうから97ページですね、使用料及び賃借料のほうで仮設トイレリース料については、田中城ミニミュージアムのほうに設置してある分だというふうな御答弁がございましたけども、春富小学校には、小学校の合併浄化槽、大規模、大きいやつがあるかと思うんですが、多分、今壊れて使えないので、このトイレがリースで仮設トイレのほうを設置してあると思うんですが、このトイレ、小学校のトイレを修繕するとか、もしくは人槽ですね、浄化槽の設置人槽のほうは今大きいので、例えばそれを小型のものに切替えて新しく設置をし直すとか、そういうふうなお考えがあるのかどうか、そういうのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） では、まず7ページの滞納に係る対応について答弁を求めます。

税務課長 大山君

○税務課長（大山和説君） それでは、亀崎議員の質問にお答えをします。

まず、議員が言われるようにですね、滞納処分、特に不納欠損ですね、こちらがないようにということは非常に分かります。そういった中で、私どもがやっているのがですね、滞納者に対する預貯金の調査とか、具体的な調査を行って、その後ですね、一般的に差押さえですね、そういったものを行いながら、税金の徴収に努めているということです。

不納欠損処分につきましては、議員のほうも、御存じと思いますが、長期滞納者であってですね、なかなか生活が厳しいというところもありますので、そういったところに関して、まずは執行停止処分を行い、その後にですね、不納欠損するというふうな流れとなっております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） 次に40ページの旅費14万について再度答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

不用額につきましては、3月補正のほうで、だったと思います。執行しないということで減額したというところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、40ページの17番備品購入費の落札率についての質問があったかと思えます。執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

このオンラインの会議用の機器でございますが、入札かけた分につきましては、落札84%でございます。その執行残を利用して附属品をまた随契で購入した経緯ありましたので、それを足し合わせて、100円しか余らなかったというところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、85ページの被服費の取扱いについて、質疑があっております。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） ただいまの消耗備品等で今消防団服、また災害の防災服等購入しております。御質問の被服費の計上についてですが、議員が質問されたとおり今までの慣例に従いましてと言ったらおかしいんですけど、消耗備品のほうで、備品のほうで計上しておりました。周り近隣をですね、調査、いろいろ調べまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 答弁漏れはありませんか。

ほかに質疑ありますか。

そうそう失礼しました、97ページのトイレの件です。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） トイレの修理の件ですけども、関係課と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 各課長の皆さん答弁いただきましてありがとうございます。

これ、伺いたいんですけど、3月補正で先ほど電子計算費のところの旅費については3月補正で減額、落としたため載せてないような形で今答弁がありましたけど、3月補正で落とした場合はここに載せないような形になっていくんですか、ほかの課も全部そういう感じになってくるんですかね。

そこら辺を教えていただければと思います。もし、そういうふうな形でほかの課も全部やってらっしゃるならもうそれで構いませんけど、今回、私が思ったのはその当初で上がってたものが決算で見えてなかったので載せたほうがいいんじゃないかなというところで、今回ちょっと質疑をさせていただいたところですので、ちょっとその辺、答弁をもう一度お願いします。

○議長（高木洋一郎君） ほかは。ないですね。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） ただただいまの決算書の計上の仕方についてお答えします。

設置によってゼロに、システム上ですね、ゼロにしますと当然決算書のほうにはその科目がないということで、今御指摘のとおり、ここには表示されないようなシステムとなっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 認定第1号、令和4年度 和水町一般会計歳入歳出決算の反対討論を行います。

反対の理由は、会計年度任用職員の増加の問題です。令和3年度会計年度任用職員の人数は57.6人です。令和4年度は64.9人です。7.3人増えております。一方、正職員は令和3年度は177人、令和4年度は170人で、7人減少しております。正職員7人が減少し、その分、会計年度任用職員が7.3人増えている状況です。令和5年度の現在、町防災無線で学校給食調理員や介護士、看護師等の会計年度任用職員の募集が行われております。会計年度任用職員に採用されても、定年退職後の60代の人や経験の少ない人など、労働内容によっては、次の会計年度以降も続けられる保証はありません。

労働時間の条件や責任の違いで、正職員にも負担が重くなっていることも推察されますし、中途退職が増えていることも、この問題からきているように感じるところです。若い人が町内で就職できる職場として、さらに意欲を持って町民サービスのために働ける職場として考えるならば、正職員としての雇用が必要と考えます。会計年度任用職員の雇用方針を転換し、正職員中心の雇用にすることを求めて、反対討論とします。

○議長（高木洋一郎君） 次に、賛成者の発言を許します。討論ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第1号「令和4年度 和水町一般会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

日程第16 認定第2号 令和4年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第16「令和4年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号「令和4年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第17 認定第3号 令和4年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第17 認定第3号「令和4年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号「令和4年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第18 認定第4号 令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第18 認定第4号「令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号「令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

日程第19 認定第5号 令和4年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第19 認定第5号「令和4年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号「令和4年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第20 認定第6号 令和4年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第20 認定第6号「令和4年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号「令和4年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第21 認定第7号 令和4年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第21 認定第7号「令和4年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号「令和4年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

日程第22 認定第8号 令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第22 認定第8号「令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第8号「令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

日程第23 認定第9号 令和4年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第23 認定第9号「令和4年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第9号「令和4年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

日程第24 認定第10号 令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第24 認定第10号「令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第10号「令和4年度 和水町高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、認定第10号は認定することに決定しました。

日程第25 認定第11号 令和4年度 和水町病院事業会計決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第25 認定第11号「令和4年度 和水町病院事業会計決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第11号「令和4年度 和水町病院事業会計決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、認定第11号は認定することに決定しました。

日程第26 報告第3号 令和4年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（高木洋一郎君） 日程第26 報告第3号「令和4年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） 報告第3号「令和4年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法の第22条第1項の規定により、次のとおり令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。

令和5年9月1日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

この報告は、平成19年6月に成立し、平成21年4月から施行されております財政健全化法の第3条に基づき町の財政健全化を判断する、4つ指標と第22条に基づく病院事業会計等、合計5つ

の公営企業の資金不足比率の算定の基礎となる書類を作成し、町監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、報告しなければならないと定められており、その規定に基づき今回報告するものでございます。

健全化指標を計算する際の分母となります本町の令和4年度の標準財政規模は44億3,900万でございます。

では、まず1の健全化判断比率の4つの項目について御説明いたします。

まず、実質赤字比率につきましては、一般会計を対象としまして、収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合を示すものとなります。本町の場合は、一般会計は実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の数値のほうは記載がございません。

続きまして、2番目の連結実質赤字比率、これは先ほどの普通会計に特別会計、企業会計等を加えた全会計が対象となります。こちらのほうも今回、資金不足が生じておりませんので連結実質赤字比率の数値のほうも今回記載がございません。

3番目が実質公債費比率、こちらのほうは普通会計、特別会計、また企業会計及び本町が加入しております一部事務組合であります有明広域行政事務組合、また熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を含めた、全ての公債費の標準財政規模に占める割合で、借入金の返済の割合となり過去3年間の平均値でございます。この比率が18%を超えますと起債のための必要な手続きが協議から許可に変わってまいります。

本町の実質公債費比率につきましては、ここに記載してありますとおり10.2%でございます。

次に、4番目が将来負担比率こちらのほうは、一般会計、地方債の現在高と、一部事務組合負担金の額及び退職手当負担金の見込額が対象となり、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものです。本町の場合、将来比率のほうに数値のほうはございません。

4つの指標とも括弧書きに書いてある部分が、国が示す健全化判断比率をいずれも下回っており、指標を基準とした場合は、健全な財政運営がなされている状況であると言えます。

最後に、2番、下のほう2の表ですね、こちらのほうは資金不足比率について報告をいたします。住宅用地造成事業会計等、5つの公営事業会計のみを対象としまして資金不足額が事業規模に占める割合を示すものですが、こちらのほうも実質的な赤字がありませんので、資金不足比率のほうの数値はございません。

次の2ページ以降につきましては、監査委員のほうの意見書のほうを同じく全て添付をしております。

以上で、報告3号の説明のほうを終了いたします。

○議長（高木洋一郎君） 本案について、質疑はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 監査委員にお尋ねします。

この調査意見書でですね、基金の残高がここに94億8,000万ですかね、書いてありますが、この資料ですね、資料は83億7,000。

○議長（高木洋一郎君） 秋丸議員、報告第3号が今議題です。

○9番（秋丸要一君） これは今聞けないんですかね。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時15分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号 令和4年度「決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

日程第27 陳情等の常任委員長報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第27「陳情等の常任委員長報告について」を議題とします。

各常任委員会に付託した陳情等について、委員長から陳情等審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 荒木君

○総務文教常任委員長（荒木宏太君） こんにちは。

（こんにちは。）

総務文教常任委員長の荒木でございます。

総務文教常任委員会に付託されました陳情書について、審査報告をいたしたいと思います。

受付番号187、受付日、令和5年8月21日。

提出者、自治労連、熊本自治体、一般労働組合、執行委員長 多久俊一。

件名、会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情について。

令和5年9月7日、5名全員の委員出席の下、総務文教常任委員会を開催いたしました。審議の結果は採択であります。

現在の和水町の会計年度任用職員の任用や再任用方法、賃金、手当、休暇制度等、原則に、原則、国に準拠している状況であり、委員会として会計年度任用職員の処遇改善については、採択にふさわしいとの結論に至りました。

以上、御報告申し上げ、総務文教常任委員会に付託を受けました陳情書等の審査報告といたします。

○議長（高木洋一郎君） 次に、厚生建設経済常任委員長の報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 竹下君

○厚生建設経済常任委員長（竹下周三君） こんにちは。

(こんにちは。)

厚生建設経済常任委員長 竹下でございます。

今定例会におきまして付託されました受付番号184号の要望書につきましては、厚生建設常任委員会として結論が出ましたので報告を申し上げます。

この要望書は、9月6日、厚生建設常任委員会を開催し慎重に協議を行い、この要望書につきましては、全会一致で採択であります。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢により、燃油、農業資材、特に畜産業においては、飼料等の高騰が続いております。自助的努力にも限界があり、畜産農家の経営を圧迫している状況にあります。国でも対策を実施しておりますが、和歌山県といたしましても、今定例会におきまして和歌山県飼料費高騰対策支援金の補正予算を計上し、畜産業の後押しを行います。未来にわたり希望が持てる畜産経営を検討する必要があることを申し添え、本委員会に付託されました要望書の審査結果を報告いたします。

議員各位におかれましては、理解を賜り御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） 各委員長から報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生建設経済常任委員長からの報告に質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

日程第27「陳情等の常任委員長報告について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、陳情等の常任委員長報告については原案とおり可決されました。

日程第28 閉会中の継続調査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第28「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第29 議員派遣について

○議長（高木洋一郎君） 日程第29「議員派遣について」を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することとしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時41分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊木議員ほか1名から「議会の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

○4番（荒木宏太君） 今、この議事に入る前に除斥が必要だと思うんですけど、関係……

○議長（高木洋一郎君） 除斥について確認をいたしましたところ、除斥の必要はないという、調査に入ったら除斥の必要がありますけど、採決については除斥の必要はないという県議長の会の見解であります。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 6番議員 齊木幸男です。

私も除斥についてお尋ねいたします。

地方自治法第117条議長及び議員の除斥、普通地方公共団体の議会の議長及び議員は自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一親等以上の、一親等上に関する事件または自己もしくは、これらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、議会の同意があったときは会議に出席し発言すると書いてあります。

私はこれを何回も読んでも、今議長がおっしゃったことと矛盾していると思うんですが、再度

その県の議長会、もしくはこれこそ弁護士に聞いて、法律の解釈をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩します。再開時間未定です。

休憩　午後２時44分

再開　午後２時54分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの除斥の件であります。県の議長会事務局に御相談を申し上げ、アドバイスを受けながら、結論から申し上げて調査に入った時点で除斥が発生するということでありまして、議案の採決、議案の採決、議事日程に上げるかどうかの採決については、除斥の必要はないというふうに判断をいたしました。

以上です。

では、再度。

○6番（齊木幸男君）　緊急動議を提示します。特別委員会設置の緊急動議を提示します。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩します。

休憩　午後２時55分

再開　午後２時56分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど途中で終わってしまいましたけれども、「議会の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議について」、日程に追加し、追加日程１として議題とすることに賛成の方は起立願います。

○議長（高木洋一郎君）　休憩します。

休憩　午後２時57分

再開　午後３時15分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

齊木議員ほか１名から、「議会の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１として議題にすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。これを日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。したがって、これを日程に追加し、追加日程第１とし

て議題にすることを可決されました。

追加日程第1 議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第1「議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 6番議員 齊木幸男です。

令和5年9月11日月曜日、午後3時16分、6番議員 齊木幸男です。

これより、発議第3号、提案理由の説明を行います。

傍聴の皆様、テレビモニターで傍聴されてる皆様、改めましてこんにちは。

後日、会議録を読まれる方は最後のところまでお目通しください。

これより発議第3号、提案理由の説明を行います。

議員の皆様、お手元の議案書を御覧ください。

発議第3号、令和5年9月11日和水町議会議長 高木洋一郎様。

提出者、和水町議會議員 齊木幸男。

賛成者、和水町議會議員 秋丸要一。

議題は、議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議。

上記の議案を下記のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記。

・・・・・・、在住の・・・・氏から情報の提供があった。情報の提供、情報が提供された。

令和5年7月11日付、11日受付番号133号。

陳情者（代表者）、住所、・・・・・・。

氏名、・・・・氏は、和水町議会に陳情書を提出。

・・・・氏は、和水町議会に陳情書を提出。

陳情書の内容は、（趣旨）令和5年6月29日に、坂本敏彦町議に対する政治倫理、調査請求書を・・・・氏が提出した。その後、7月7日、和水町和水町民のA氏より、（坂本さんへの調査請求出したことを聞いた。）、西野だいすけ事務所関係者から聞いた旨の発言を受けた。

本請求は同日受理され、現在、調査委員会設置に向けた段階であったと心得るが、まだ委員会が開始された旨の報告を受けていない。すなわち、公開前の段階であるにも関わらず、情報が漏えいし、・・まで巡り巡って戻ってきた案件である。

本調査委員会開始後であれば、やむを得ない理由がない。やむを得ないこと事由がない限り、公開が原則であることから、・・まで話が戻ってくることもあり得ると考える。しかし、公開前の段階で、なぜ情報が町民の中で広がっているのか。果ては、衆議院議員の地元事務所関係者へ情報が流れたことは政治倫理条例に規定されている守秘義務違反が疑われる。

また、権利行使を妨害する意図があったとも考えられ、職権濫用に該当する恐れがある。この

たびは、情報を漏えいした者が明確でないため、議長または議会事務局の局員が漏えいしない限り、漏えいは通常あり得ない。

ただし、情報共有を行った同僚議員がいる場合、同僚議員が外部へ漏えいさせたとも考えられる。実際に誰が情報漏えいさせたのか、明確に調査、報告及び再発防止の徹底と公表をお願いするものである。

また、政治倫理委員会という倫理感が重要な委員会に、木原泰代町議、坂本敏彦町議という政治倫理の乏しい議員を委員として参加させることは大変問題と考える。

よって、同委員会の両町議の解任を求める。

(陳情事項)

以下の事項の調査及び協議を公開にて実施すること。再発防止策を策定すること。報告書を取りまとめ町民に対し公表することを陳情する。

- 1、情報漏えいを行った人物は誰なのか。
- 2、誰に対して漏えいさせたのか。
- 3、公開前の段階での漏えいの意図は何か。権利行使の妨害か。
- 4、再発防止策の徹底と公表について。
- 5、政治倫理委員会から木原泰代、坂本敏彦、両議の両町議の解任を求める。

この陳情書のとおり、・・・・氏は、議員の情報漏えいが行われたと訴えている。

和水町議会は、町民の議員に対する疑念を解消する必要があると考えられる。

よって、地方自治法第100条第1項の規定により、議員の情報漏えいの有無の調査と、関係する事務の調査を行うものとする。

1、調査事項。

- (1) 令和5年6月29日付の政治倫理調査会の調査請求書の情報漏えい。
- (2) 令和5年6月29日以降の高木洋一郎議長の事務。
- (3) 令和5年6月29日以降の議会事務局の事務。

2、特別委員会の設置。

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により議員全員で構成する。(議員の情報漏えいの議連に関する調査特別委員会)以下、特別委員会というを設置し、これに付託して行う。

ただし、調査請求書を管理していた者、調査を受ける議員、情報漏えいに関係した議員、情報漏えいに利害関係を有する議員、そして、・・・・氏が調査請求書を取り下げることにより、利益を有する議員は除く。

3、調査権限。

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法100条の第1項^カ及び同法第98条の第1項の権限を特別委員会に委任する。2、調査期限、特別委員会は1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。5、調査の経費、本調査に要する経費は100万円以内とする。

理由、令和5年6月29日付、政治倫理調査会の調査請求書の情報漏えいがあったと申立てがあった。議会として特別委員会を設置して情報漏えいの有無の調査を行う必要があるため。

以上、議案書を読ませていただきました。

この情報を提供されました陳情者・・・氏は、和水町の一町民でありながら、議会事務局に、この陳情書をお持ちになりました。そのお気持ちをお考えください。お心を想像してください。和水町の公益のため、和水町町民の利益のために勇気を振り絞って、勇気を持ってなされたと拝察されます。一町民が、勇気を振り絞って、役場の議会事務局にお越しになり和水町の議員に対する情報漏えいの有無の調査を訴えられた陳情です。よっぽどのがあったと思います。これからの・・・氏に対する町民目線も考えると、その本気度は物すごく大きなものがあったと考えられます。

町民の立場を考えれば、議会として議員の情報漏えいの有無の疑念を晴らすべきであると思われます。和水町をよくしていこうと考えられての行動です。お気持ちに沿わなければならないと考えております。

そして、この陳情者はもちろんです。この陳情内容をお聞きになられた町民の皆様、また、お読みになった町民の皆様は、口々に口をそろえて言われます。同じことを言われます。私たちの代表である議員にかけられた疑念だ、きちんと調査をしてくれ、あなたも議員なら町民のために働くのが当たり前だ、必ず真実を明らかにしてくれと、きちんと情報漏えいの有無の調査をしてくれと言われております。

情報漏えいの動きはどのようなものだったか。情報漏えいを誰が何のために、どのような順番で行ったか。また、議会の立場からすれば、和水町の最高意思決定機関である和水町議会の品位と名誉を維持するためにも、この情報漏えいの有無の疑念を解消する必要があると考えます。

和水町議会基本条例があります。議会運営における最高規範であって、最高規範であって、議会に関するいかなる条例規則等も、この条例の理念に従うものでなければならない条例です。

公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。町民の多様な意見を的確に把握し町政に反映させ、信頼性を高める運営をすること。議員による自由な討議を保障すること。

今回は、議員の情報漏えいの有無が問題です。誰が何のために、情報を漏えいさせたのか、何のために情報漏えいが起きたのか、情報漏えいで和水町民はどのような立場になったのか、町民の皆様は不利益をこうむられてはいないだろうか、調査が必要です。

そして、調査委員会設置に当たっても、もちろん議員、情報漏えいの疑いがある議員は除かなければなりません。ゆえに調査を受ける議員、情報漏えいに関係が判明した議員、また、・・・氏が陳情書を取り下げたり、・・・氏がこれまでのように議員の被選挙権等に関する課題を議会に対して言わなくなると得をする議員。・・・氏が議員の被選挙権をはじめとする一連の事柄を、町内で言わなくなると得をする議員。・・・氏が、熊日新聞をはじめマスコミ各社に議員の被選挙権をはじめとする一連の事柄を報道してくれと言わなくなると得をする議員は、この採決や調査委員会では、公正公平な判断ができないできないものではないかと私は考えております。

そして、町民の皆様は、このような重大なことが議員の情報漏えいの有無ですね。大事なこと

が漏えいし続けるなら、安心して町内で生活できないとおっしゃっています。また、議会の信用が失墜するかもしれません。

守られるべき、守られる、守られるべき秘密がこのように漏えいするならば、町民は議会に不信感や不安を感じるし、町民は安心した暮らしができなくなるともおっしゃっています。

議員の皆様、町民の利益と幸福のため、また、議会基本条例にありますとおり、これからも和水町議会が品格と存在感のある議会と言われるよう良識ある御判断をいただき、採択いただきますようお願い申し上げます。

以上で、6番議員 齊木幸男、発議第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 白木君

○5番（白木 淳君） 5番 白木です。

本調査を議員全員で特別委員会を設置して行うということですが、ちょっと分からないところがあったのでお尋ねします。

ただし書きの調査請求書を管理していた者、調査を受ける議員、情報漏えいに関係した議員、情報漏えいに利害関係を有する議員、それから、調査請求書を取り下げることにより利益を有する議員というのは誰のことをいうのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（高木洋一郎君）

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 確認しますので、休憩をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時37分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊木議員の発言を許します。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） ただいまの質問にお答えいたします。

この議案を出すに当たり、もちろん、調査並びに聞き取りを行いました。私のほうで考えておりますのは、高木洋一郎議長、坂本敏彦副議長、木原泰代議員、これは明確に私は考えておるところですが、ほかはこれから調査で明らかになってくると思いますので申し上げることは控えさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番 白木君

○5番（白木 淳君） できればですね、この調査請求書を管理していた者は誰々、調査を受ける議員は誰々というふうになんとかちょっと分けしてもらったほうがちょっと分かりやすいんですけど

もよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君）

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの続きですが、現在私のほうで申し上げることができるのは、管理をしていた者、この陳情書を受け取られました議長並びに議会事務局、そして、そのほかは先ほど申し上げました方々でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。質疑ありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木 淳君） この陳情書の中にですね、衆議院議員の地元事務所の関係者への情報漏えいとか、そういうことが書いてありますけども、今回の発議に対して賛成のしておられます秋丸議員なんかもですね、西野衆議院議員の地元の後援会の役員を私どもも、私もそうですけども、しております。事務所関係者との接点という点であれば、私もこの要件に当てはまるかもしれませんが、議員全員が疑いを見方によっては持たれていると思いますけども、その場合、委員として調査を私も入れてもらえるのか、またそういう疑いが持たれている議員も調査することができるのかお答えいただきます。

○議長（高木洋一郎君） 答弁を求めます。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 再確認しますので休憩をお願いします。休憩をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 休憩をします。しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時41分

再開 午後 3 時41分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） ただいまの質問にお答えいたします。

今の質問に対しては現時点ではお答えを差し控えたいと考えております。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木 淳君） 現時点でお答えいただかないと、もう今回で委員会をつくるかどうかのことですけども、それはよしとして、議員が情報漏えいをしていないとする根拠、今、上げられた3名以外の方は全然情報漏えいをしていないというふうな根拠をどうやって示すのかをお答え願いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 答弁を求めます。

6 番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 休憩お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時41分

再開 午後3時43分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） ただいまの発議第3号について質問のほうさせていただきます。

先ほど、こちらの内容について御説明のほうがありましたけども、この特別調査委員会の設置について、まず調査請求書を管理した者、2つ目に調査を受ける議員、3つ目に情報漏えいに関係した議員、4つ目に情報漏えいに利害関係を有する議員、5つ目に調査請求書を取り下げることにより利益を有する議員というふうに記載がされてますけども、これを先ほど答弁では3名の方が該当すると思うというふうにおっしゃられましたが、それ以外の議員の方々が該当しないというふうな事実、そういうふうな形で把握されて特別委員会のメンバーとされるのは、どのような形でされていかれるのかをちょっとお尋ねさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 提案者の答弁を求めます。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） ただいまの質問にお答えいたします。

議案のただいま審議が行われております。特別委員会が設置されることが可決されました、もちろんここを十分話し合うわけですが、現在のところは、先ほど申し上げました方々は該当するとは思いますが、それ以外は設置する段階で、ここは十分に議論、調査、話し合いしていった、明らかにしていくべきところではないかというふうに考えております。お答えとして、お答えさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

次に、今回の議員の情報漏えいの疑念に関する調査ということで発議のほうされてらっしゃいますけども、先ほど3名、議長、それから、坂本議員、木原議員の名前が出ましたが、調査事項の中には3点ですね、政治倫理調査会の調査請求書の情報漏えいについて、それから議長の事務また議会事務局の事務というふうなことで調査を行うに当たっては、この3点を上げてらっしゃいますけども、この下記の記載については、陳述者、・・・氏、陳述者の内容をそのまま記載されておられますけども、その坂本議員と木原議員がこれに該当する情報漏えいを行ったというふうな形ですね、該当するというふうにおっしゃられている根拠、そういったものが分かれば教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 提案者の答弁を求めます。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） お答えいたします。

先ほどから、お答えしましたとおり、このような、いわゆる、これは100条委員会でございます。100条委員会の重さは私も十分、分かっております。議員の皆さんも御存じでいらっしゃるでしょうし、皆様、この100条調査委員会というのは大変重い調査委員会であることは御存じだと思います。

私も出す前には、できる限りの調査と確認を行いましてさせていただきました。改めて、今言われましたが、これから先はちょっと名前を特定というのはですね、調査委員会が始まってから行うべきではないかと思ひますし、現時点では、先ほど答弁させていただきました3名の方というふうには、お答えが難しい状況でございます。

○議長（高木洋一郎君） 齊木議員、質問の趣旨を理解されてますか。

○6 番（齊木幸男君） もう1回お願いします。何だったですかね。

○議長（高木洋一郎君） 私以外の2人を除斥に該当する理由は何ですかという御質問でした。

○6 番（齊木幸男君） 続けて質問にお答えいたします。

調査、聞き取り、いろんなことを行いました。それによりまして、私は今言いました木原泰代議員、坂本敏彦議員、この両町議は、この特別委員会の設置のただし書きに該当すると考えが至っておりますのでお答えさせていただきました。

○5 番（白木 淳君） それ本当になるんですか、2人が省いた根拠になるんですか、今の答弁で。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時49分

再開 午後3時50分

○議長（高木洋一郎君） 亀崎議員、今度は3回目です。

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案者の答弁を求めます。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 質問にお答えいたします。

情報漏えいの疑念の有無に関する調査をお願いしております。こういう情報漏えい、まず、どうして起きたのか、利益ですね、誰が利益を被るか。私は考えますところ、どこから出発しているかといえ、議員の被選挙権ですね。木原泰代議員のまずは監査請求、政治倫理調査会のまた請求、そしてそれに関連して、坂本敏彦議員の政治倫理、監査請求が出ております。そして、調査委員会の結果の報告は議長名でされておりますし、それは尊重するものであります。

しかし、これは裁判結果ではありません。また、別の方がこの調査をお願いされましたら、調

査はまた行われる、行えるものでありますし、新しい証拠や根拠が出れば、この調査結果はおのずと変わっていくものと考えております。調査報告があった時点では、そのとおりの調査がありましたが、時がたって新しい根拠や証拠が出ればですね、調査報告というのは、もちろん変わっていくものと思います。

木原泰代議員、坂本敏彦議員の調査結果は出ました。しかし、また新たに・・・・氏が、これは仮にですが、新たな調査をかけられましたら、また調査は行われる、行われると考えております。

ですので、・・・・氏がこういうことを起こさないようにするのが情報漏えいをした人のまず一番の考えではなかったかと私は拝察、考えておるところでございます。今のとおり、元をたどっていけば、木原泰代議員の被選挙権の問題まで遡れます。

ですので、現時点の報告書のとおり、それが終わってしまえば一番いいんじゃないか。しかし、今申し上げましたとおり、・・・・氏、または、別の方が調査報告をお願いしたと仮定をすれば、また調査が行われたり、新聞に掲載されたりするわけですね。そこで誰が一番得をして損をするか、普通に考えれば、ここに本当に大変失礼ですが、名前上げさせていただきますと、木原泰代議員、坂本敏彦議員、私は現時点では得をする。この情報漏えいが起きた引き金というんですかね。原因になってるんじゃないかと私は考えておりますので、それが原因をたどっていくと、そこに行き着きますので、そこが何て言うんですかね、そこですね、そこがなってると思っております。

ですので、ここに今の質問によると、根拠は原因が何だったのかというところをたどっていくと、そこに行き着くので申し上げます。

また、先ほどから申し上げてますとおり、この・・・・氏、またA氏なる人物、話を聞いておりますので、話は合致しておりますので、そこをたどっていけばおのずとそこに行き着いておりますので、総合的に判断して根拠があると私は思っておりますので、今のとおり根拠はどこかといえば、被選挙権の問題から発しているのも、そのことが一番得をする人物は誰なのかということで、根拠ということで私は考えております。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩します。

休憩　午後３時55分

再開　午後３時58分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。亀崎議員３回目です。

１番　亀崎君

○１番（亀崎清貴君）　今、齊木議員のほうからですね、ちょっと御答弁いただきましたけども、ちょっともう私は出されてらっしゃる決議の内容、調査事項を踏まえてですね、答弁された内容がどうしてもですね、腑に落ちないなって、私の中でそれがリンクしている、その情報漏えいと、

そのおっしゃられた議員2名ですね、政治倫理に付託された内容と、この今回のその情報漏えいがリンクして、お二方が該当するというふうに考えておられることがちょっと腑に落ちにはしないんですけども、私はちょっと該当しないんじゃないかなというふうには考えておるところでございます。

また、ですね、質問じゃないんですけど、以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方から討論はありませんか。

5番 白木君

○5番（白木 淳君） 発議第3号、議員の情報漏えいへの疑念に関する調査に関する決議について反対の立場から討論します。

今回、特別委員会を設置して調査をするとのことですが、そもそこの陳情書を読みますと全議員が調査対象になると私は考えます。

その場合、委員会設置の定足数もさることながら、疑いを全議員がかけられている状況で、正当な調査ができるのか、また、調査をして偏った意見の応酬、真相究明に至るような公平公正な判断などは得られないと思います。

また、陳情者本人が直接聞いた言葉ではなく、人を介した何々聞いた聞いたと間接的な表現からも私は憶測の類いを断じるものではないと考えます。

そういったことから、この発議第3号には反対します。

これで討論を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 次に、原案に賛成の方の討論はありませんか。ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 9番議員 秋丸です。

発議の3号について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、調査、調査設置に対しての反対意見がありましたが、そもそも、この議案は調査会を設置し漏えいの疑惑の解明を行うのが目的であります。和水町議会基本条例には、議会は公正及び透明性を確保し町民に開かれた議会を目指すことにあります。条例規則を遵守し町民に対する説明責任を果たさなければなりません。

今回の議案であります漏えいの有無を調査することに何ら問題があるとは考えられません。よって町民の負託にお応えするためにも発議第3号の議案に賛成します。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、原案に反対の方から討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） では、次にほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議」を採決します。この採決は起立によって行います。

本議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立少数です。したがって、「議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議」は否決されました。

○議長(高木洋一郎君) これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回和水町議会定例会の閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

去る9月1日の開会以来、11日間、議員各位におかれては、諸議案について真摯に御審議賜り、厚く御礼申し上げます。

町長をはじめ執行部の皆様におかれては、審議の間、常に真摯な態度を持って協力いただきました。御苦勞に対し深く敬意を表します。

また、本定例会において成立した諸議案の執行については、適切な運用を持って進められるとともに、進められることをお願い申し上げ、閉会の御挨拶とします。

これをもって、令和5年第3回和水町定例会を閉会します。

御起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午後4時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員